

国民健康保険「オンライン資格確認」制度導入に伴う
マイナンバーを含む特定個人情報保護の取り扱いに関する評価結果について

令和3年3月より国民健康保険の被保険者を対象に、医療機関等におけるオンライン資格確認が導入されることに伴い、マイナンバーを含む特定個人情報を取り扱う事務及びシステムが変更されるため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」に基づき、特定個人情報保護評価の再評価を行いました。

再評価の実施に際し、パブリックコメントを実施、その後第三者点検として、北九州市個人情報保護審査会に諮問した結果、妥当であると認められたため、国民健康保険に関する事務の「特定個人情報保護評価書」を公表します。

1. オンライン資格確認制度の概要

- ① マイナンバーカードによる医療機関等の受診が可能
- ② 医療機関等の窓口にてオンラインで被保険者の資格確認が可能
- ③ 本人の同意により医療機関等での被保険者の薬剤情報や健診結果の確認が可能

2. 特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報（マイナンバー等）を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

3. 市民意見の聴取（パブリックコメント）

- ① 意見募集期間 令和2年12月14日(月)から令和3年1月15日(金) 33日間
- ② 意見募集の周知方法
市政だより12月15日号掲載・市ホームページ掲載
- ③ 資料の閲覧・交付場所
保健福祉局保険年金課・広報室広聴課・区役所総務企画課・出張所・市ホームページ
- ④ 意見提出状況
提出者（意見数） 0人（0件） ※ 評価書への反映なし

4. 第三者点検（北九州市個人情報保護審査会）

- ① 実施日 令和3年2月9日(火) 10:00～11:00
- ② 方法 北九州市個人情報保護審査会による第三者点検を実施
- ③ 結果

特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。

5. 特定個人情報保護評価書の公表

- ① 公表方法 市のホームページに掲載
- ② 公表時期 令和3年3月25日(木) 予定